

事 務 連 絡
平成29年3月27日

一般社団法人 全国建設業協会 会長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」の発出について

平素から、環境行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、各都道府県・政令市廃棄物処理担当部（局）長に対し、排出事業者責任の徹底を求める通知を別添のとおり発出いたしましたのでお知らせいたします。

当該通知は、今般の食品廃棄物の不適正転売事案などを受け、平成29年2月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「排出事業者責任の重要性をすべての事業者適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたことなどを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図るものです。

つきましては、貴団体におかれましては、同通知の趣旨を十分御理解いただき、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
（産業廃棄物課） 担当名 山根、小久保
TEL 03-3581-3351（内線 6927）
FAX 03-3593-8264
E-mail hairi-sanpai@env.go.jp